

## 個別事案 25 工事請負契約のうち落札率が高い契約に関する検討事案

瀬田南小学校校舎耐震改修工事（Ⅱ期）、平野小学校校舎耐震改修工事（Ⅱ期）、瀬田東小学校体育館屋根防水改修工事など、落札率が 95%を超える事案が散見されるため、落札率が高いことの妥当性につき検討を行う。

### 1. 落札率の推移状況

大津市における過去 5 年間の工種別の落札率の平均値（入札 1 件ごとの落札率を工種別に合計し入札件数で除したもの）の推移は、次のとおりである。

（単位：％）

工種	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
土木一式	83.07	77.85	77.52	82.68	81.79
建築一式	87.76	91.67	86.26	89.88	90.84
ほ装	80.95	75.73	77.72	81.11	80.94
電気設備	83.66	85.27	84.43	87.25	87.00
給排水冷暖房	91.53	93.48	92.14	87.16	88.15
造園	70.78	69.73	79.46	80.80	81.24
その他	86.23	88.30	87.94	90.01	89.97
全工種平均	83.59	82.63	82.83	85.20	85.29

工種別に落札率をみると、土木一式、ほ装、造園の落札率は比較的低い水準で推移しており、建築一式、電気設備、給排水冷暖房、その他は比較的高い水準で推移していることが読み取れる。

平成 21 年度に全工種平均の落札率が上昇しているが、これは平成 20 年 10 月と平成 21 年 6 月に最低制限価格の算定基準の見直しが行われ、実質的に最低制限価格が引き上げられたため、落札率が上昇しているものと思われる。

改訂の内容は下記のとおりである。なお、平成 23 年 6 月に改正された比率も参考までに記載している。

（単位：％）

対象（予定価格算出の基礎となった）	平成 20 年 9 月 30 日まで	平成 20 年 10 月 1 日改正	平成 21 年 6 月 1 日改正	平成 23 年 6 月 1 日改正
直接工事費の額に対して	100	95	95	95
共通仮設費の額に対して	100	90	90	90
現場管理費の額に対して	20	60	70	80
一般管理費等の額に対して	0	30	30	30
上限	85	85	90	90
下限	3 分の 2	3 分の 2	70	70

## 2. 平成 22 年度における工種別の落札状況

平成 22 年度における建設工事を工種別に集計すると次表のとおりとなる。この表における率(B/A)は、設計額を工種別に合計したものと、落札額を工種別に合計したものの比率であるので、落札率の平均値とは合致しない。

(単位:件、千円、%)

工種	入札件数	A 設計額の合計	最低制限価格の合計	B 落札額の合計	率 (B/A)	落札率の平均値
土木一式	54	754,145	619,368	620,394	82.26	81.79
建築一式	33	1,168,428	1,026,510	1,088,246	93.14	90.84
ほ装	22	227,024	184,391	184,680	81.35	80.94
電気設備	14	197,276	171,383	174,615	88.51	87.00
給排水冷暖房	11	175,524	153,054	157,742	89.87	88.15
造園	8	162,006	132,130	132,217	81.61	81.24
その他	22	292,179	252,995	264,477	90.52	89.97
合計	164	2,976,585	2,539,834	2,622,374	88.10	85.29

平成 22 年度においても、土木工事、ほ装、造園は落札率が低く、建築一式、その他は比較的高い落札率を示していることが分かる。

土木一式、ほ装、造園は最低制限価格の合計と落札額の合計が近接しており、入札において最低制限価格に極めて近い金額において落札されていることが想定される。

一方、建築一式とその他は、設計額の合計と落札額の合計の比率が 90%を超えており、このこと自体問題があるわけではないが、この 2 つの工種につき検討を加える。

## 3. 建築一式工事の状況

建築一式工事は、「受注希望型指名競争入札発注基準」(P11 参照)において、4 つにランク分けされており、設計金額により入札に参加できる業者は限定されている。

上記の工種別落札状況の表の建築一式工事を 4 つのランク別に集計すると次表のとおりとなる。

(単位：件、千円、%)

設計金額	入札件数	A設計額の合計	最低制限価格の合計	B落札額の合計	率(B/A)	落札率の平均値
100,000 以上 500,000 未満	3	410,634	362,000	362,822	88.36	88.38
50,000 以上 100,000 未満	7	521,398	458,144	516,400	99.04	98.99
15,000 以上 50,000 未満	3	60,721	53,108	53,421	87.98	88.03
1,300 以上 15,000 未満	20	175,674	153,258	155,601	88.57	88.78
合 計	33	1,168,428	1,026,510	1,088,246	93.14	90.84

この表の率や落札率の平均値を見れば明らかであるが、設計金額が 50,000 千円以上 100,000 千円未満の発注工事を受注するランクの落札率が異常に高い数値を示している。

設計金額が 50,000 千円以上 100,000 千円未満の発注工事で入札が行われた 7 件の内訳は下記のとおりである。

平成 22 年度建築一式工事（設計金額 50,000 千円～100,000 千円未満）の入札状況

(単位：千円、%)

工事名	発注課	設計金額	落札金額	落札率	落札業者名
庁舎本館柱耐震補強工事	総務部 管財課	59,955	59,115	98.6	A
雄琴温泉観光交流施設整備事業新築工事	産業観光部観 光振興課	79,748	79,202	99.3	B
逢坂幼稚園園舎改築工事	教育委員会 教育総務課	99,488	98,836	99.3	C
さがみ川老人憩いの家及び膳所地域包括支援センター新築工事	健康保険部 健康長寿課	64,680	63,630	98.4	D
大津市東部子ども療育センター新築工事	福祉子ども部 健康長寿課	87,696	86,993	99.2	E
瀬田南小学校校舎耐震改修工事(Ⅱ期)	教育委員会 教育総務課	70,319	69,720	99.1	A
平野小学校校舎耐震改修工事(Ⅱ期)	教育委員会 教育総務課	59,514	58,905	99.0	F
合 計		521,398	516,400	99.0	

1 年間に同じランクの業者において入札が行われた結果が、平均 99.0%の落札率となっており、他のランクに比して極めて高い。

#### 4. 「その他」の工事の状況

「その他」の工事には、防水工事、解体工事、法面工事など様々な工事が含まれているが、落札率が高くなっているのは主として防水工事である。

防水工事については、受注希望型指名競争入札において16者が登録されており、平成22年度においては9件の防水工事が発注され、防水工事における入札の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

工事名	発注課	設計価格	落札金額	落札率	落札業者名
仰木小学校体育館防水ほか改修工事	教育委員会 教育総務課	20,160	17,944	89.0	G
真野小学校体育館防水ほか改修工事	教育委員会 教育総務課	20,507	19,782	96.5	H
昭和第二団地3号棟外壁改修工事	都市計画部 住宅課	15,225	14,648	96.2	G
膳所団地21号棟外壁改修工事	都市計画部 住宅課	10,595	10,080	95.1	H
水車谷団地3号棟屋上断熱防水改修工事	都市計画部 住宅課	5,536	5,311	96.0	I
石山第二団地6号棟浴室防水改修工事	都市計画部 住宅課	8,768	8,500	96.4	J
瀬田中学校体育館屋根防水改修工事	教育委員会 教育総務課	27,667	26,817	96.9	K
瀬田東小学校体育館屋根防水改修工事	教育委員会 教育総務課	24,906	24,066	96.6	L
晴嵐市民センター外壁防水他改修工事	市民部 自治振興課	16,464	15,328	93.0	M
合計		149,828	142,476	95.1	

この表から明らかなように、防水工事における受注希望型指名競争入札の落札率はかなり高くなっている。明確な原因は不明であるが、防水の一部に特殊技術を要する工事が有り、その工事を施工し得る業者が限定されていることも落札率が高止まりする要因の一つに考えられる。

#### 5. 監査結果

記載すべき事項はない。

## 6. 意見

### (1) 高い落札率について

建築一式工事の設計金額 50,000 千円以上 100,000 千円未満のランクにおいては、1 年間に 7 回入札が行われたうち 7 回とも 98%以上の落札率で、1 年間の平均落札率も 99.0%であり、極めて不自然である。不自然さを払しょくするために、関係機関において調査することが必要と考える。

### (2) 予定価格事前公表の是非について

予定価格を事前公表することについては、意見が分かれるところであるが、国は平成 20 年 3 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」を公表し、予定価格の事前公表を取りやめるか、又は、事前公表を行う場合にはその理由を公表することとした。

それに対して、大津市では平成 13 年 6 月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施しており、予定価格の事前公表を実施することに問題がないことを確認し、平成 20 年 12 月に予定価格の事前公表を継続する理由が次のとおり公表された。

#### 工事入札における予定価格事前公表の継続実施について

平成20年12月

大津市では平成13年6月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施していますが、検証を行った結果、問題がないことを確認しましたので、予定価格の事前公表を継続いたします。

#### 1. 予定価格事前公表の経過・背景及び期待される効果・問題点

##### (1) 経過及び背景

公共工事の入札及び契約 度の改善については、平成13年4月に「公共工事の入札契約及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、さらにこの入札契約適正化法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する適正化指針」が閣議決定されて ります。大津市では全国的に公共工事にまつわる不正行為が後を絶たないことから、平成13年6月から予定価格の事前公表を実施しました。

全国的にみても公共工事の調達にまつわる不正行為・不祥事は依然として後を絶たず、これら公共工事の調達をめぐる不正行為・不祥事は、公共工事に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、極めて憂慮すべき事態であります。

##### (2) 期待される効果及び問題点

一般的に予定価格の事前公表は、透明性の向上により事前に予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するという効果が期待される反面、次の3つのおそれがあるとされています。

ア 落札価格の高止まり

イ 入札参加者の見積努力の阻害

ウ 談合の助長

## 2. 問題点の検証結果について

指摘されている3つのおそれについて、大津市が該当しているか否かの検証を行いました。

### (1) 落札価格の高止まりについて

平均落札率の推移について検証しましたが、平均落札率は下落傾向であり、落札価格の高止まりは認められませんでした。

#### 平均落札率の推移

年度	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
落札率	91.96%	90.74%	86.25%	84.93%	87.16%	89.22%	83.59%	82.63%

### (2) 入札参加者の 努力の阻害

入札制度の観点から入札参加者の見積努力を阻害しているかについて検証しましたが、見積努力の阻害は認められませんでした。

大津市では開札時に積算内訳書の内容を確認することで、業者の積算能力の把握に努めています。この積算内訳書は入札書記載金額、つまり入札者の 表示の根拠となるものであります。

なお、入札書記載金額は、入札者が何らかの経済的事情（施工地が近くにある、資材を他者より安く調達できる、または採算が得られる最低限の価格で入札するかもしれない程度利益が見込める価格で入札するか等）を考慮し、建設業法等の諸法令に反しない範囲で自由に意思決定した結果であると考えています。

### (3) 談合の助長

平成13年度から平成19年度まで検証しましたが、談合を容易にしたり助長したことは認められませんでした。

平成13年度から平成19年度までの間、大津市発注の公共調達において談合事件がないため（合併前の旧志賀町分は除く）、談合を容易にしたり助長したりすることを判断できないと考えます。今後も継続して提出された積算内訳書の内容を検証することで、談 対する判断材料とする必要があります。

このなかで、大津市は平均落札率にも言及し、落札価格の高止まりはなかったとしている。確かに平均的に見れば落札率の高止まりはないといえるが、一部であっても不自然な落札状況が発生しているのであれば、今一度予定価格を事前公表することの是非について検討されたい。

### (3) 契約事務のチェック体制について

大津市では、発注する工事等について入札及び契約手続きの適正な執行を図り、その透明性、客観性及び競争性を確保するため、大津市入札監視委員会を設置している。

現在は、3名の外部有識者によって入札監視委員会は構成され、年3回委員会が開催

されている。具体的な検討手続きは、3名の委員が順番に検討すべき工事契約等を抽出し、1回の委員会で4件の契約の検討が行われている。

委員会では限られた時間（1回2時間程度）となっており、その上、議論の基礎データが主に事務局の説明によるものであることを考えると、個別契約事案に関しての問題点を検討するに止まらざるを得ない。入札監視委員会は契約の適正な執行、透明性、客観性の確保に不可欠であると考え、本事案で指摘しているような事象については議論の対象とはなっていないのが現状である。契約事務の現状をより広い観点から検討し、第三者的にチェックするためには、現行の入札監視委員会の機能を質的・量的に拡充するか、あるいは、新たな第三者委員会を設けること等を検討すべきと考える。